

許可申請書の記入上の留意事項

- 1 日付は、申請が受理された時に書き込んでください（添付書類も同様）。
- 2 郵便番号は処理業の窓口になる番号を記入してください。
- 3 電話番号は、本社の番号を記入してください。複数の事務所、事業場がある場合は、窓口となる連絡先を事務所及び事業場の所在地欄に記入してください。
- 4 取り扱う産業廃棄物の種類において、下記に従ってください。
 - ・ 「廃プラスチック類」、「金属くず」及び「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」については、自動車等破砕物（いわゆるシュレッダーダスト）を取り扱うかどうか明記してください。（「自動車等破砕物を含む。」、「自動車等破砕物を除く。」）
 - ・ 「廃プラスチック類」、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」及び「がれき類」については、石綿含有産業廃棄物（石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの）を取り扱うかどうか明記してください。（「石綿含有産業廃棄物を含む。」、「石綿含有産業廃棄物を除く。」）
- 5 事業の範囲は、積替え保管を行うかどうか明記してください。（「積替え保管を含む。」、「積替え保管を除く。」）
- 6 令第6条の10に規定する使用人については、本店、支店の長及び産業廃棄物処理業の契約権限を有する講習会の修了者を記入してください。支店長を役員が兼務している場合については、その旨記載してください。

添付書類作成にあたっての留意事項

1 定款（又は寄附行為）及び登記事項証明書

定款又は寄附行為については、申請者により余白に原本であることの証明をしてください。

2 事業計画の概要を記載した書類

（1）廃棄物の種類は、申請書と同様、法令に基づく廃棄物の種類を記入してください。（廃自動車、石膏ボード等の表記はしない。）

- 1.燃え殻 2.汚泥 3.廃油 4.廃酸 5.廃アルカリ 6.廃プラスチック類
- 7.ゴムくず 8.金属くず 9.ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。） 10.鉋さい 11.がれき類
- 12.ダスト類 13.紙くず 14.木くず 15.繊維くず
- 16.動植物性残さ 17.動物系固形不要物 18.家畜ふん尿
- 19.家畜の死体 20.13号廃棄物

- (2) 排出場所が、工事現場等で不特定の場合は、事務所の所在地に加えて、「**市内各工事現場**」等と記入してください。
- (3) **石綿含有産業廃棄物**については、含む場合又は含まない場合でそれぞれ記載してください。（含む場合の搬出先は、溶融施設(1,500℃以上)、国の無害化認定施設又は最終処分場となります。）
- (4) 排出事業場又は運搬先が市外である場合には、その自治体の収集運搬許可証（申請中は申請書）の写しを添付してください。
- ※ 処分先の住所は、実際に処理場のある住所地を記入してください。

3 事業の用に供する施設

(1) 運搬車両及び運搬容器

- ・ 車両は、**自己に所有権又は使用権原があるものに限ります。**また、自己に所有権があっても使用者が他の者となっている場合は、使用権原が使用者にありまますので貸借の契約書の写しを添付してください。既に当市に当該車両の登録がある場合、**重複登録できませんのでご注意ください。**
- ・ 土砂禁車両では、がれき類及び鉢さいは運搬することができないため、注意してください。
- ・ **石綿含有産業廃棄物**は、その他のものと混合しないように仕切り等を設け、かつ、飛散しないよう梱包する又はシートで覆う等の措置を講じてください。
- ・ **石綿含有産業廃棄物**は、パッカー車・プレスパッカー車での運搬ができません。
- ・ 許可業者が、収集運搬の許可を持たない運転手（ダンプ持込）と一日常用名目で産業廃棄物の運搬契約を結び、その処理をした場合、法律違反となります。
- ・ 感染性産業廃棄物の運搬は、原則として温度調節のできるバンタイプの車両としてください。
- ・ 写真は、正面と側面からの2枚で、シート等が掛からないようにして、車両全体（2面）が確認可能なものであり、車両全体、ナンバー、社名が確認できる写真としてください。なお、車両に自己の名義以外の表示がある場合は、消去するか自己の名義を併記してください。また、既に産業廃棄物の許可を有している場合は、両側面に「産業廃棄物収集運搬車」であることの表示と「会社名」及び「統一許可番号」（下6桁）を表示した状態での写真を添付してください。
- ・ 運搬容器の写真については、運搬する産業廃棄物の種類を記載してください。なお、以下の産業廃棄物については一般的に**運搬容器が必要**となります。

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体、特別管理産業廃棄物
--

(2) 積替え保管施設（積替え保管を行う場合のみ）

- ・ 積替え保管を行う場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほかに豊田

市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例、他法令等で制限を受けるため、必ず事前協議を行ってください。

4 施設の所有権を証する書類

- (1) 積替え保管場所の土地の登記簿、公図又は土地整理図
 - ・ 公図には、施設の配置を記入してください。
- (2) 駐車場が借地の場合は、土地の賃貸契約書又は使用承諾書の写し
 - ・ 役員等個人名義の土地を使用している場合についても契約書等の写しが必要となります。

5 技術的能力を証明する書類（修了証等）

- (1) (財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の収集・運搬過程（新規許可申請の場合は原則として新規許可講習とし、更新許可申請及び変更許可申請の場合は新規許可又は更新許可講習とする）を終了した者であることが必要です。
- (2) 修了証は、有効期間内のものであるか確認してください。
 - 新規講習会の修了証・・・修了証の日付から5年間有効
 - 更新講習会の修了証・・・修了証の日付から2年間有効
 - ・ 特別管理産業廃棄物収集運搬業の講習会の修了証で産業廃棄物収集運搬業の許可申請をすることができます。
 - ・ 新規講習会の修了証で更新許可の申請をすることができます。
 - ・ 他県市で許可を受けている場合は、更新講習会の修了証（有効期間内のもの）で新規許可の申請をすることができます。
- (3) 法人の場合、講習会の修了者は、業務を執行する役員等である必要があります。このため、修了者が監査役の場合は、申請できません。
- (4) 講習会の修了者が業務を執行する役員又は本店や支店の長でない場合は、継続的に業務を行うことができる施設のある場所の代表者で、廃棄物処理業に係る契約を締結する権限を有している者としてください（法人名で前記権限を有する旨を証明する書類を添付してください《書式は自由》）。

6 資金の調達

- (1) 事業の開始に要する資金を借入れする場合等は、資金が確保できることを証する書類として、金融機関の残高証明書、融資証明書等を添付してください。
- (2) 新たに資金を調達する必要がない場合は、その理由を明記してください。

7 決算報告、法人税の納税証明書等（法人の場合）

- (1) 決算報告は、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表を添付してください。なお、当該写しに法人名が記されていない場合、決算報告の表紙の写しを添付してください。
- (2) 納税証明書は、税務署で発行する「**その1 納税額等用**」を添付してください。

い。

- (3) 税金は、原則として完納されていることが必要です。
- (4) 確定申告書の写しは、別表1(1)及び別表4を添付してください。
- (5) 新規法人で、実績がないため3年分の決算報告の写し等が添付できない場合は、その旨を理由書にして添付してください。
- (6) 一定の条件に該当する場合は、中小企業診断士の経営診断書が必要です。

8 資産調書、所得税の納税証明書等（個人の場合）

- (1) 納税証明書は、税務署で発行する「**その1 納税額等証明用**」を添付してください。
- (2) 税金は、原則として完納されていることが必要です。
- (3) 個人で従業員であった者が転業により申請する場合は、納税証明書の代わりに**直前3年間の源泉徴収票**を添付してください。
それ以外の場合で確定申告をしていない場合は、納税証明書に「**無**」の証明をしてもらい、その理由書を添付してください。
- (4) 確定申告書の写しは、1面を添付してください。
- (5) 一定の条件に該当する場合は、中小企業診断士の経営診断書が必要です。

9 中小企業診断士の経営診断書

- (1) 診断書の作成の要否については、あらかじめお尋ねください。
- (2) 診断書は、今後5年の事業の収支計画を踏まえて作成してください。

その他

- (1) 住民票、登記事項証明書、納税証明書及び写真については、2部のうち、正本1部について原本であれば残りはコピーでかまいません。
なお、住民票（登録原票記載事項証明書）、登記事項証明書及び納税証明書については、交付から概ね3ヶ月以内のものを添付してください。
- (2) 講習会の修了証については、申請時に照合しますので、原本をご持参ください。
- (3) 添付書類は番号順にそろえて提出してください。なお、車両の写真及び車検証についても運搬車両一覧の記載順にそろえてください。
- (4) 申請手数料は、以下のとおりです。

産業廃棄物収集運搬業	新規	81,000円
	更新	73,000円
	変更	71,000円
特別管理産業廃棄物収集運搬業	新規	81,000円
	更新	74,000円
	変更	72,000円

手数料は、市役所内の金融機関にて現金で納入していただきます。

(5) 申請にあたっては、窓口にて長時間お待ちいただくことがあるため、あらかじめ、電話にて申請書を提出する日時を連絡していただきますようお願いします。

(6) 役員等の登記事項証明書の申請については、東京法務局のホームページ http://www.tokyo-lab.go.jp/word/no_02.html を参照してください。

(7) 審査期間は、概ね2ヶ月（積替え保管を含む場合は概ね3ヶ月）掛かります。また、許可証を郵送希望の場合は、860円切手を貼り、宛名を記載した返信用封筒（A4サイズが入るもの）を提出してください。なお、許可証が2枚以上となりそうな場合には、予備の切手20円×3枚を同封してください。（使用しない場合には、許可証と合わせて返信致します。）

(8) 連絡先

豊田市環境部廃棄物対策課（豊田市役所環境センター3階）

所在地 〒471-8501 豊田市西町三丁目60番地

電話番号 直通：0565-34-6710

FAX：0565-34-6976

電子メール：haitai@city.toyota.aichi.jp

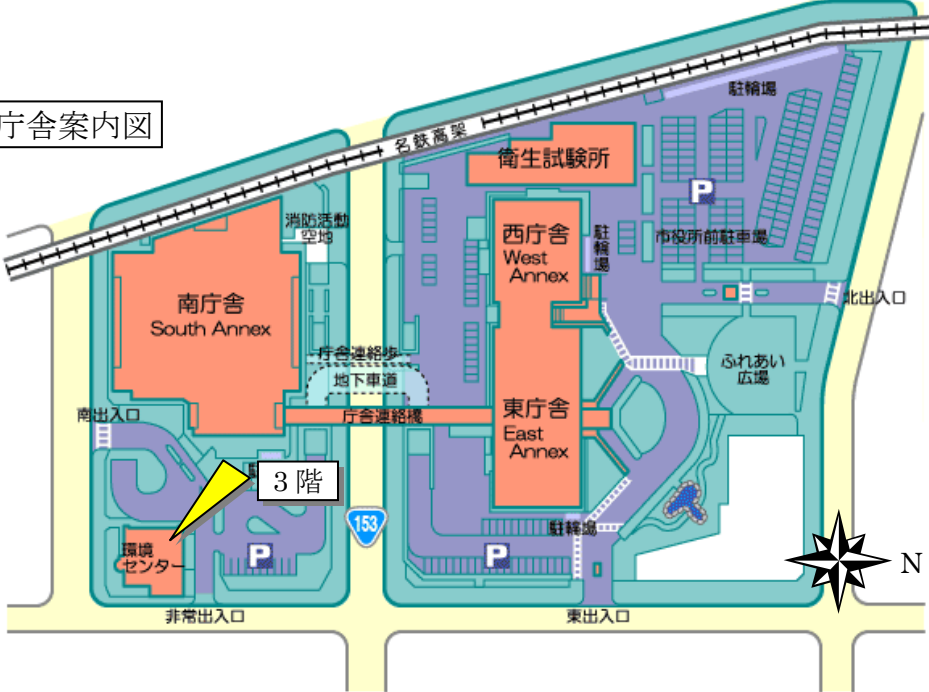
豊田市役所案内図



豊田市役所

所在地 〒471-8501 西町 3-60
 最寄駅 名鉄「豊田市駅」、愛知環状鉄道「新豊田駅」

庁舎案内図



豊田市以外の産業廃棄物に関する問合せ先

平成23年4月1日現在

窓口	住所	管轄区域
愛知県環境部 資源循環推進課	〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 (052-961-2111 代表)	
尾張県民事務所 廃棄物対策課	〒460-8512 名古屋市中区三の丸2-6-1 (052-961-7211 代表)	一宮市、瀬戸市、春日井市、犬山市、江南市、 小牧市、稲沢市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、 日進市、清須市、北名古屋市、東郷町、長久手町、 豊山町、大口町、扶桑町
尾張県民事務所 海部県民センター 環境保全課	〒496-8531 津島市西柳原町1-14 (0567-24-2111 代表)	津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、 蟹江町、飛島村
尾張県民事務所 知多県民センター 環境保全課	〒475-8501 半田市出口町1-36 (0569-21-8111 代表)	半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、 阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町
西三河県民事務所 廃棄物対策課	〒444-8551 岡崎市明大寺本町1-4 (0564-23-1211 代表)	碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市、 高浜市、幸田町
西三河県民事務所 豊田加茂環境保全課	〒471-8503 豊田市元城町4-45 (0565-32-3381 代表)	みよし市
新城設楽山村振興事 務所 環境保全課	〒441-1365 新城市字石名号20-1 (0536-23-2111 代表)	新城市、設楽町、東栄町、豊根村
東三河県民事務所 環境保全課	〒440-8515 豊橋市八町通5-4 (0532-54-5111 代表)	豊川市、蒲郡市、田原市
名古屋市役所 廃棄物指導課	〒460-8508 名古屋市中区三の丸3-1-1 (052-961-1111 代表)	名古屋市
豊橋市役所 廃棄物対策課	〒440-8501 豊橋市今橋町1 (0532-51-2111 代表)	豊橋市
岡崎市役所 廃棄物対策課	〒444-8601 岡崎市十王町2-9 (0564-23-6495 代表)	岡崎市

講習会の問合せ先

社団法人 愛知県産業廃棄物協会 〒460-0022 名古屋市中区金山2-10-9 (052-332-0346)
--

その他

社団法人 中小企業診断協会愛知県支部 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-3-10 (052-581-0924)
--